静岡都市計画地区計画の決定(静岡市決定)

都市計画駿河台地区計画を次のように決定する。

名	称	駿河台地区計画
位	置 静岡市駿河区大谷 3 8 0 0 番地	
面	積 約12.1ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目 標	緑豊かな環境を守り育て、建築協定により永年にわたって保たれて きた調和のある街並みを継承し、美しく住みよい居住環境の形成・保 全を図ることを目標とする。
	土地利用に関する方針	本地区は美しく住みよい居住環境の形成・保全を図るために、以下のように土地利用に関する方針を設定するものとする。 住宅街区 有度丘陵などの周辺自然環境との調和、緑が豊かで閑静な環境の 形成・保全を目指す。 商店街区 周辺との調和のもとに主として日常生活を支える商店の立地を 図る地区を目指す。
	建築物等の整備の方針	本地区の建築物等の整備は、良好な環境を擁する低層住宅地を形成、 保全するため、建築物の用途、壁面の位置、高さの最高限度、形態又は 意匠の制限、かき又はさくの構造で必要な制限を定めるものとする。
	その他当該 地区の整備、 開発及び保 全に関する 方 針	盛土は地区計画決定時の高さを維持するように努めるとともに、擁壁の設置に際しても地区計画決定時の地盤高さを維持するものとし、緑化にも努め、美しく住みよい居住環境の形成・保全を目指す。 夜間景観は地域の環境に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫をするものとする。

地区の		地区の名称	住宅街区	商店街区	
区分		地区の面積	約11.9ha	約0.2ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	に掲げる建築物 (2)建築基準法別表第2(い)項八号 に掲げる建築物 (3)地域住民の利用に限られる町内 会の公民館・集会所	次の建築物を建築することができる。 (1)建築基準法別表第2(い)項一号に掲げる建築物(2)建築基準法別表第2(い)項二号に掲げる建築物(3)建築基準法別表第2(い)項八号に掲げる建築物(4)地域住民の利用に限られる町内会の公民館・集会所(5)建築基準法別表第2(い)項十号に掲げる建築物	
		壁面の位置の制限	1.敷地方の。 2.前限はする。 2.前限はする。 2.前限はすののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでででででででででででででででで	1. 敷地とする。 2. 前限はからのでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	
			(3)庇・軒・樋・シャッターボックス等(玄関の庇で柱等のある ものは含まない)	(3)庇・軒・樋・シャッターボックス等(玄関の庇で柱等のあるものは含まない)	

		建築物等の 高さの最高 限度	建築物の高さの最高限度は9mとする。ただし、階段室・昇降機塔・装飾塔、その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1 / 8 以内の場合、その部分の高さは5 mまでは算入しない。			
地区整備計画	等に関す	建築物等の 形態又制限 匠の制限	上げられる部分の色彩 観のアクセント色(点のでない。 ・建築物の屋根の色彩 使用する色相 無彩色 ・建築物の外壁及び工作 使用する色相 10R~5Y 上記以外の有彩色 無彩色	お)及び外壁等(屋根以 記慮し、色彩は以下の ない木材・土壁・ガ が、又は見付面積の5分 と線)として着色される 明度 5以下 物の色彩 明度 8未満 8未満 3以上	(外の部分)並びに工作物の表のとおりとする。 ラス等の材料によって仕分の1未満の範囲内で外る部分の色彩はこの限り 彩度 0 彩度 4以下 1以下 0 広告、案内図板を設置す	
		かき又はさ くの構造の 制限	の構造の (1) 生垣			

[「]区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、駿河台団地が整備されて以降、地域住民の建築協定により美しい街並みの保全が図られてきた地区である。しかし、近年、建築物の建て替えや入居者の転入などが徐々に進みつつあり、建築協定だけでは十分な管理が難しい状況となっている。

本地区は豊かな自然環境に恵まれた良好な住宅地域であり、この住環境を将来的にも守っていく必要がある。

このことから、地域住民等の意向に沿った地区計画を 策定することにより、計画的な建築物の規制・誘導を図 り、秩序あるまちづくりを推進するため、本案のとおり 決定する。

決 定 理 由

駿河台地区は、駿河区の市街地東部地区に位置し、有度丘陵に作られた住宅団地である。

当計画地は昭和 40 年代に整備された住宅団地で、これまで住民が中心となった建築協定により、良好な住環境や町並み景観が守られてきた地区である。

しかし、近年、建物の老朽化により土地の売買や建て替えが進み、入居者の転入出が増えている傾向にあり、これまでの建築協定による建築の指導が難しい状況となっている。

このことから、地域住民の総意によるまちづくりのルールを作成し、周囲の豊かな自然環境と一体となった良好な住環境の保全や秩序あるまちづくりの推進を図るため、地区計画を決定するものである。





